

水生生物の保全に関する水質環境基準の項目追加等について



環境省では、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会(以下、本委員会)では、環境基本法第16条第1項に基づく水質環境基準のうち、「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について」(第2次報告案)を取りまとめ、2012年10月16日から11月15日までの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施します。

この報告案では、新たな毒性情報が明らかとなった直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)などが追加され、パブリックコメントを考慮したうえで、最終的に取りまとめるとしています。

水質環境基準の項目に追加される項目は、以下の表の通りです。

物質名	水域	類型 [※]	目標値(μg/L)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	淡水域	4 類型	20~50
	海域	2 類型	6~10
4-tert-オクチルフェノール	淡水域	4 類型	0.7~4
	海域	2 類型	0.4~0.9
アニリン	淡水域	4 類型	20
	海域	2 類型	100
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	4 類型	3~30
	海域	2 類型	10~20

※4 類型…生物 A、生物特 A、生物 B、生物特 B

2 類型…生物 A、生物特 A

当社では多くのお客様から水質検査等のご依頼を頂き、実績と経験を積み重ねております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年10月16日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 山田悠貴

